

Title	市民社会が和平プロセスに及ぼす影響：草の根の声を代弁するためアチェの市民社会が示した可能性と課題
Author(s)	金山, 夏子
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49371
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について〈/a〉をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	かね やま なつ こ 金 山 夏 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 22504 号
学位授与年月日	平成20年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	市民社会が和平プロセスに及ぼす影響—草の根の声を代弁するためア チェの市民社会が示した可能性と課題—
論文審査委員	(主査) 教授 姫野 勉 (副査) 准教授 栗栖 薫子 教授 松野 明久

論文内容の要旨

本研究の事例となるインドネシア共和国のアチェ州では、分離独立を求めるアチェ自由運動 (GAM) とインドネシア政府との間で三十年間に及ぶ内戦が継続してきた。その間に三度の和平プロセスが試みられ、現在、2005年8月に締結された和平合意に基づき平和構築活動が進められている。先行研究は過去の和平プロセスが崩壊した要因として、仲介者が紛争の争点に関する協議を回避しただけでなく、合意内容の実施に要する政治的権威に欠いた点を指摘する。過去の教訓を得た和平プロセス第三期は、当事者間の交渉内容を政治的争点に絞り合意実施のための監視団を派遣した。しかし現在のアチェ州は草の根レベルで多様な問題を抱え、長期的な和平に懐疑的な見方をもたらしている。

これまで一般化されてきた和平プロセスの理論は、政治的な交渉過程は紛争当事者間で進め、紛争後の平和構築の段階から市民社会を始めとする草の根アクターが参加するべきであると主張する。一方で、より持続性ある和平プロセスを実施するため、和平交渉の段階からそれらのアクターが参加することが望ましいとする主張もある。しかし、交渉過程であれ再統合過程であれ、その主張を實踐の面で生かすための議論が深められていない。アチェに関する先行研究は、現地市民社会が交渉過程や合意実施の段階で果たした役割はほとんどなかったと結論付けている。しかし、草の根の声を代弁するべき市民社会は役割を果たすことに消極的であったのか、それとも果たすことが困難であったのか、これらの点が今まで十分に検討されてこなかった結果、持続性ある和平を構築すべき現段階に至っても尚、アチェの市民社会が果たすべき役割が不明瞭なままなのである。

そのため本研究は、アチェの和平プロセスにおいて市民社会が果たした、もしくは果たし得た役割を実証的に検証し、和平プロセスのどの過程において、どのような機能や役割を果たすことで、より効果的な影響を及ぼすことが可能となるかを明らかにする。またその上で市民社会が克服すべき課題を提示し、市民社会の役割に関する議論をより実践的な政策につなげていくため考慮すべき要素や条件も提示していく。

本論文は、序章を除いて六つの章から構成される。第一章ではまず、本研究の理論的枠組みを築くため、紛争の解決に社会の多様なアクターが果たす役割に着目した紛争転換論を本論の土台とした上で、和平プロセスの過程を構成する五つの要素 (開始点、機会の窓、仲介者、ガーディアン、スポイラー) を提示する。第二章では、市民社会が和平プロセスに影響を及ぼすために果たす七つの機能 (保護、監視/早期警報、アドボカシー/対外アピール活動、仲介/アクター間の円滑化、社会化、社会的一体感の形成、サービス提供) を体系的に整理し、和平プロセスの五つの要素との関連性を検討する。第三、四、五章では、アチェの和平プロセス第一期、第二期、第三期を各章で扱い、市民社会が和平プロセス各期に及ぼした影響を検証し、第六章において、そこから明らかとなった市民社会の機能や役割を総括し、和平プロセスの進展に貢献するための政策提言を行なう。

本論文の結論の要点は以下の通りとなる。市民社会は和平プロセスの開始点を形成するため、アドボカシー/対外アピール活動を介し紛争解決を支持する国際世論を喚起させながら、草の根レベルで社会化を行い和平を求める市民の意思を高揚させる。また当事者に対しては、交渉にのぞむよう直接説得することが可能となるが、和平プロセスを継続させるためにもこの機能が果たされる。交渉を拒否する当事者に対し市民の声を直接伝え、機会の窓が閉まることを防ぐことで仲介者を補完する。そして紛争後には、草の根レベルで和平合意に関する社会化を行いながら市民の不安や不満を吸い上げガーディアンに伝え、また、ガーディアンと市民との中継ぎ役を果たすことで潜在的なスポイラーが草の根レベルから台頭することを予防しようとする。一方、市民社会が克服すべき課題としては、和平プロセスの開始点を形成する際、市民社会としての政治的目標の相違や組織間の競争をもたらす対立を回避しなければならない。また、機会の窓を開くため仲介の役割を担おうとするのであれば、遂行するための十分な能力や市民から得ている支持、また、草の根の声を代弁する正統性が当事者によって認められなければならない。合意締結後には、当事者や仲介者が見過ごす草の根の問題を提示し続け、その解決のため指導者層の決定に草の根の声を反映させるべき時には、草の根レベルでの社会化を介し、市民が自らの意思を主張することができるよう主体性を引き出すことも重要となる。これら

の点を踏まえ、市民社会が和平プロセスに影響を及ぼすことは十分可能であり、指摘した課題を克服することでその可能性が更に高まることも期待できるのである。

論文審査の結果の要旨

「市民社会が和平プロセスに及ぼす影響―草の根の声を代弁するためアチェの市民社会が示した可能性と課題―」と題する本論文は、インドネシアのアチェに関する事例研究を通して、市民社会が和平プロセスのどの過程において、どのような機能や役割を果たすことで、より効果的な影響を及ぼすことが可能となるかを明らかにすることを目的とするものである。

分析の枠組みとしては、第一章及び第二章で次の三つを提示している。まず分析枠組みの基礎として、紛争の解決に社会の多様なアクターが果たす役割に着目した紛争転換論を用いている。その上で、和平プロセスの過程に注目する上で、五つの要素（①開始点、②機会の窓、③仲介者、④ガーディアン、⑤スボイラー）を提示している。さらに、市民社会が和平プロセスにおいて果たす機能について、①保護、②監視/早期警報、③アドボカシー/対外アピール活動、④仲介/アクター間の円滑化、⑤社会化、⑥社会的一体感の形成、⑦サービス提供という七つの類型を示すとともに、これらの機能と和平プロセスの五つの要素との関連性を示している。

第三章から第五章では、上述の分析枠組みに沿って、アチェの事例における和平プロセスの第一期（2000年～2001年）、第二期（2002年～2003年）、第三期（2004年～現在）の状況を各章で分析し、先行研究ではとらえられていない、市民社会が果たした役割や果たし得なかった役割に関する分析を行っている。

結論において、和平プロセスに対して市民社会が果たし得る役割に関して、次のような点を指摘している。①市民社会は和平プロセスの開始点を形成するため、アドボカシー/対外アピール活動を介し紛争解決を支持する国際世論を喚起させながら、草の根レベルで社会化を行って和平を求める市民の意思を高揚させることができる。②当事者に対して、交渉の開始及び継続に向けて直接説得する役割も果たし得る。この役割は、仲介者を支援する形で現れることもある。③紛争後には、草の根レベルで和平合意に関する社会化を行いながら市民の不安や不満を吸い上げガーディアンに伝え、また、ガーディアンと市民との中継ぎ役を果たすことで潜在的なスボイラーが草の根レベルから台頭することを予防することができる。また、分析枠組みと関連する市民社会が果たし得る機能に関して、上記の七機能に加えて「直接的関与」という新たな機能類型を提示することを含めて、既存の理論を発展させる要素も提示している。市民社会が果たすことのできなかった役割に関連しては、次のような克服すべき課題を提示している。①和平プロセスの開始点を形成する際、種々の市民社会の間の政治的目標の相違や組織間の競争がもたらす対立を回避しなければならない。②機会の窓を開くため仲介の役割を担おうとするのであれば、遂行するための十分な能力や草の根の声を代弁する正統性が当事者によって認められるようにしなければならない。③合意締結後には、当事者や仲介者が見逃す草の根の問題を提示し続けるとともに、草の根レベルでの社会化を介して市民の主体性を引き出すことも重要である。

本論文は、市民社会がどのような場合にどのように和平プロセスに貢献することができるかという点をインドネシアのアチェでの事例を通じて詳しく分析した貴重な研究であり、審査委員は一致して、提出された論文は博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。

【4】

氏名	中内政貴
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 22505 号
学位授与年月日	平成20年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	少数民族保護による民族間武力紛争防止政策の効果と限界：マケドニアにおけるEU加盟コンディショナリティーの機能を中心に
論文審査委員	（主査） 教授 姫野 勉 （副査） 准教授 栗栖 薫子 教授 村上 正直

論文内容の要旨

本論文は、民族間の武力紛争を防止する試みにおける少数民族保護の有効性を探る研究の一端である。中でも本論文における目的は、EU加盟条件として課される少数民族保護政策がどのような役割を果たしているのかを明らかにすることにある。

本論文第一章で整理されるように、一国内に多民族が存在する状況では、多数派民族の側からは国民統合、少数民族の側からは民族自決と、正面から対立する方法によって民族間の問題を解決しようとする方向性が目指されやすい。しかも民族間の対立は一度先鋭化してしまうと武力紛争に至るまでエスカレートしてしまう傾向がある。このため歴史的に少数民族保護を行うことで武力紛争化を防ぐ試みが行われてきており、これは現代においても同様に重要な課題となっている。しかし、少数民族保護は特に多数派民族にとって極めて大きなコストを伴う政策であり、この実現のためには外部からの強力な関与が不可欠である。

本論文では、このような関与の中でも強力なものとしてEU加盟コンディショナリティーを検討する。第二章において、これまでにEU加盟コンディショナリティーについて行われた議論を整理の上、それが有効に機能する条件として、EU加盟の利益がコストに比して大きいこと、及び、EU加盟展望が明確であることを提示する。ただし、EU加盟条件として少数民族保護政策を求めることは、EU側でも規範として確立されていない政策を民族間武力紛争の防止のために域外国に導入しようとする非常に困難な試みである。このような困難さは、第三章及び第四章で検討するマケドニアの事例でも明らかになる。

マケドニアでは、独立後約10年間平和が保たれたが、2001年に民族間武力紛争が発生してしまった。2001年以前にもマケドニアには民族間の問題が存在していたが、紛争を機にその少数民族保護政策は少数民族の権利、地位を一気に向上させる方向に大きく変容していく。本論文ではそこにEU加盟コンディショナリティーが強く関わっていることを明らかにする。しかし同時に、多数派民族側の感じるコストや、EU加盟展望が必ずしも明確でないためにEU加盟という利益を誘因としても少数民族保護政策は実施が困難であることが浮き彫りにされる。しかも、このようにしてもたらされた少数民族保護政策には、民族間の問題を領域の分割により解決しようとする要素が含まれており、また決して自発的ではないゆえに民族間の対立の火種は残ってしまうのである。

本論文では、EU加盟コンディショナリティーがEU加盟希望国に少数民族保護政策を導入させる上では有効であるものの、必ずしも民族間関係の改善につながらないことを結論として示し、最後に、マケドニア以外の西バルカン諸国、西バルカン地域以外のEU加盟希望国、そしてEU以外の機構についてこの結論の妥当性を検討する。